

Weekly コラム

平成 26 年 11 月 18 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

平成 26 年は 10 万件突破か 公正証書遺言とは

◆平成 25 年の公正証書遺言は 9.6 万件

遺言は一般的には「死に際」に残す言葉というイメージがありますが、法律でいう遺言は必ず書面で作成したものでなければならず、厳格な方式が求められています。

同時に遺言しやすいように、「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」の 3 つの方式が定められています。

そのうち「公正証書遺言」は、日本公証人連合会の調べによれば、平成 25 年には、約 9.6 万件も作成されたそうです。

平成 23 年は約 7.9 万件、平成 24 年は約 8.8 万件であり、年々増加傾向にあるといえます。このペースならば、「公正証書遺言」は、平成 26 年には 10 万件を超えることは確実でしょう。

◆公正証書遺言とは？

「公正証書遺言」とは、文字通り「公正証書」で遺言することです。これは想像しているほど面倒なことではありません。

遺言を行う本人（遺言者）が公証役場に出向いて、公証人に対して、自分が考えている遺言の内容を直接告げればよいのです。

その際、公証人は、本人の精神状態が正常であることを確認した上で、本人が告げた内容に法律的な間違いがないように書面（公正証書）にまとめてくれます。

◆公正証書遺言のメリットは？

「公正証書遺言」には次のようなメリットがあります。

- ①遺言者の意思に基づき、内容として適正な遺言を残すことができること（「遺言の無効」を主張されるリスクが少なくなる）
- ②公証人が原本を保管するため、偽造・変造・隠匿される恐れがないこと（一部は原本と電磁的記録の「二重保存システム」）
- ③家庭裁判所の検認が要らないため、遺言の内容が、相続開始後速やかに実現できること（自筆証書遺言等では家庭裁判所の検認が必要となります）
- ④平成元年から導入された「遺言検索システム」により検索が容易であること（遺言者が生存中の場合には、本人が検索できるほか、遺言者の死亡後は相続人・受遺者等が検索請求をすることができます）

このように「公正証書遺言」は、安全性が高い遺言方式ですが、費用（公証人手数料）が生じることを頭の中に入れておいて下さい。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。